

平成28年6月27日

北陸信越運輸局

小型船舶の安全のため合同周知・啓発活動を実施します

平成27年の海難事故は2,137隻で、なかでもプレジャーボート等の小型船舶による事故は1,596隻と全体の75%を占めています。また、そのうち発航前の点検や見張りを実施していれば防げた事故が527隻と全体の3分の1を占めています。

このため国土交通省では、小型船舶操縦者が遵守すべきものとして法定義務化されていた「発航前の検査義務」及び「見張りの実施義務」について、7月1日から違反者に対して新たに違反点数を付することになりました。（別紙1参照）

また、6月には岐阜県で水上バイクの無免許操縦者による死傷事故が発生しています。

北陸信越運輸局と第九管区海上保安本部を中心とした関係機関では、7月に下記のとおり新潟市を皮切りに当局管内各地で合同周知・啓発活動を実施することとしました。

記

1. 実施日時 平成28年7月1日（金）10:00から
2. 実施場所 新潟市信濃川係留場C及びタネムラマリーナ他（別紙2案内図）
3. 実施内容 プレジャーボート、水上バイク等小型船舶操縦者に対し、係留場等を巡回しながらリーフレット等を配付し、操縦ルール（遵守事項）に関する周知・啓発活動を実施する。

（問い合わせ先）

北陸信越運輸局海事部

船員労働環境・海技資格課

TEL: 025-285-9159（齋藤・大川）

当日連絡先 080-1379-7259

お 願 い

取材される記者の皆様には、信濃川係留場Cにおいて午前10:00から、資料の配付と説明を行います。また、タネムラマリーナでの取材を希望される場合は11:00（時間が前後する場合があります）から行いますので、取材希望があれば6月29日（水）16時まで上記へお申出ください。なお、当日の気象条件が悪い場合は中止とし、代替実施日は設定いたしませんので、ご承知願います。

あなたは遵守事項を守っていますか!

平成28年7月1日から

「見張りの実施義務違反」「発航前の検査義務違反」が行政処分の対象となります!

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で遵守事項を定めています。

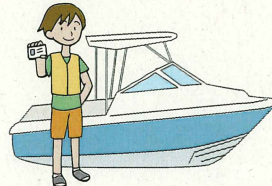
■ 酒酔い等操縦の禁止



■ 危険操縦の禁止



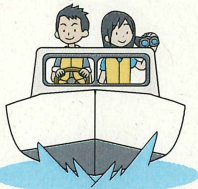
■ 免許者の自己操縦



■ ライフジャケットの着用



■ 見張りの実施



■ 発航前の検査



■ 事故時の人命救助



■ 遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、 見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用、 発航前の検査義務違反	2点	5点

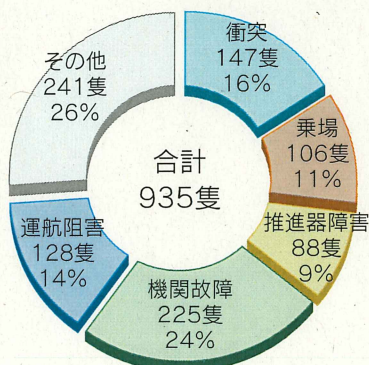
■ 行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

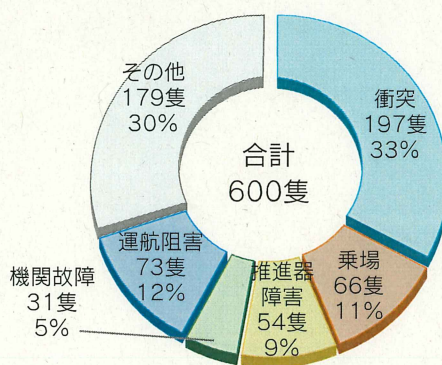
※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

※パンフレット「ハロー!フレッシュボートライフ」より抜粋

プレジャーボートの海難事故の傾向



漁船の海難事故の傾向



- 海難事故の傾向を見ると… **機関故障**や**衝突**が多く、不十分な発航前検査と見張りが原因となっています。
- **裏面の発航前検査チェックリストによる確認を!**
- 少しでも気になる場合は、マリーナや船舶整備業者に相談しましょう。

(※海上保安庁資料より作成)

実施場所案内図

1 新潟市信濃川係留場C(新潟市中央区川岸町2)



2 タネムラマリーナ(新潟市中央区入船町4丁目3776-22)

